

教育資金一括贈与専用普通預金『ひとり立ち』

2023年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・教育資金一括贈与専用普通預金「ひとり立ち」 ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
2. 販売対象	・直系尊属 (曾祖父母、祖父母、父母等) から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人 ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。 専用口座を開設した場合、他の支店・金融機関で専用口座の開設はできません
3. 期間 (1) 取扱期間 (2) 預入期間	・2013年4月1日～2026年3月31日 (贈与税が非課税となる預金の取扱期間) ・預金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ※口座開設より2カ月以内に直系尊属から贈与された金銭を預入いただきます。 ※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当金庫に提出いただきます。 ・1円以上 1,500万円以下 ・1円単位
5. 払戻方法	・原則として預金者の教育資金の支払いにあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 (毎日の店頭表示の利率を適用します。) ・年2回 (2月、8月) の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
7. 税金	・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
8. 手数料	・無料です。
9. 付加できる特約事項	・公共料金の自動支払や給与、年金、配当金、公共債元利金等の自動受取等の取扱いはできません。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・インターネットバンキングやATM機での取引はできません。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・個人のはマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・原則として中途解約はできません。 ※預金者が30歳に達した場合、死亡した場合、預金残高がなくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。
11. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ「 預金金利一覧表 」、店頭備付けの金利表示ボード、または窓口へ照会ください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部にお申し出ください。 <業務部> 〒543-8666 大阪市天王寺区上本町8丁目9-14 電話：06-6775-6594 9時～17時 【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページまたは、営業店に配備されている「 当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要 」に記載された受付機関にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。